

第十二条 役員の任期は一年とする。但し、再選をさまたげない。

第十三条 第三条の各項の会員はそれぞれの部会を設けることができる。

第四章 総 会

第十四条 総会は本会の最高の決議機関である。

第十五条 総会の開催は左記による。

- 1 定期総会は年一回これを開かねばならない。
- 2 臨時総会は評議員会又は常任委員会が必要と認め
た時、これを開くことができる。
- 3 会員の五〇名の要請があれば、臨時総会を開かね
ばならない。

第十六条 総会は出席会員によって成立する。

第十七条 総会の議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同

数の場合は議長がこれを決する。

第五章 会 計

第十八条 本会の会費は年額二五〇円とする。

第十九条 本会の会計年度は四月一日より翌年の三月三十一日迄とする。

第六章 補 則

第二十条 本会則の改正は総会において出席会員の三分の二以上の同意を要する。

第二十一条 本会則の発効は昭和四十年四月一日とする

同志社大学国文学会会則

編 集 後 記

第四号が出てから丸二年ぶりに、本号が発刊されることになった。本誌は、創刊以来、年一回発行してきている。第五号は当然昨年度中に出ているはずであったが、学園紛争の余波を受けて、休止せざるを得なかった。

その間、埋もれたままになっていた原稿もあるし、号数の遅れもとりもどさねばならない。そういう事情から、本号は便宜上第五・六合併号とし、質・量とも倍大号としての実をそなえることを期した。

掲載論文中、黒沢幸三「靈異記における類話の考察」は、本学会活動の一環として、卒業生・修了生を中心に行なわれている、靈異記研究会での発表をもとにしたもの、また、勝矢啓子「紫上創造の意味」は、卒業論文を、枚数のつごうで一部割愛して、書き改めたものである。その他、本号の執筆者には、別記のとおり、本学出身の若い人が多い。(小森)

執筆 者 紹 介

駒 木 敏

昭和四二年度大学院
(修士課程)修了生
聖徳学園女子短大講師

黒 沢 幸 三

昭和四〇年度大学院
(修士課程)修了生
奈良大学専任講師

南 波 浩

本学教授

広 川 勝 美

本学専任講師

勝 矢 啓 子
(旧姓宇野)

昭和四三年度卒業生

原 田 敦 子

昭和四四年度大学院
(修士課程)修了生
金蘭女子短大嘱託講師

安 永 武 人

本学教授

深 江 浩

北野高校教諭

堀 部 功 夫

昭和四四年度大学院
(修士課程)修了生

(表紙題字 土橋 寛)

投 稿 規 定

国文学会機関誌「同志社国文学」は、会員諸氏の研究発表の場でありますから、進んで御投稿下さい。枚数は四百字詰原稿用紙三十枚〜四十枚。第五号締切は九月末日厳守。ただし掲載論文の数には限度がありますので、論文の採択は編集委員会に一任して下さい。

同志社国文学 第五・六合併号

昭和四十六年三月一日 印刷
昭和四十六年三月五日 発行

編 集 者 同志社大学国文学会
代 表 土 橋 寛

京都市上京区烏丸今出川
発 行 所 同志社大学国文学会

振替 京都二七三七
京都市南区吉祥院池ノ内町一〇

印 刷 所 明文舎印刷株式会社